

○船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件（平成二十一年総務省告示第三百十四号）の一部を改正する件
新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 （略）</p> <p>二 機械的及び電気的條件</p> <p>平成二十一年総務省告示第三百十二号第一の二の2、<u>三及び四</u>の条件に適合すること。</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 機械的及び電気的條件</p> <p>平成二十一年総務省告示第三百十二号第一の二の2、<u>及び三から五ま</u><u>で</u>の条件に適合すること。</p>